

調達件名 第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査補助業務に係る労働者派遣

項番	質問内容	回答
1	就業時間について(別紙2) 長時間勤務の場合、「11時間の内8時間勤務」などの時間を指定しての就労は可能か。	11時間の内、残りの3時間について、代わりの従事者を派遣いただければ可能です。 なお、従事者交代の際には派遣先責任者の確認をとるようお願いいたします。
2	1人の従事者が別日に他の区へ就業することは可能か。またその際に再度研修は必要か否か。 (例:中央区で研修を受け、後日に白石区で就労など)	1人の従事者が別日に他の区へ就業することは可能です。その場合の研修については、仕様書1ページ目の「研修」の項目のとおり、受注者側で適切に情報共有及び研修を行う。または、派遣先の区が実施する研修に間に合う場合は可能な限り参加をお願いいたします。
2	落札後、契約書締結の際にリーガルチェックの未、文言について修正・加筆などの対応は可能か。	契約書案の修正・加筆は不可となります。